

一夫一婦制の存立基礎 : 婚姻発展段階説の意義

その他のタイトル	The Social Condition of the Monogamy
著者	松本 暉男
雑誌名	關西大學法學論集
巻	12
号	4-5
ページ	645-681
発行年	1963-02
URL	http://hdl.handle.net/10112/00027859

一夫一婦制の存立基礎

——婚姻發展段階説の意義——

松
本
暉
男

目次

- 一、まえがき
- 二、一夫一婦制の意味
- 三、婚姻史研究の方法論的課題
 - [1] 近代市民社会の形成と婚姻史研究
 - [2] 婚姻発展段階説の背景
 - [3] モルガンの方法
 - [4] モルガンリエンゲルス理論の歴史的意義
- 四、一夫一婦制の成立
 - [1] 一夫一婦制の成立条件
 - [2] 古代ローマ社会の一夫一婦制の成立
- 五、結語 — 一夫一婦制の存立基礎 —

私が、一夫一婦制度の存立基礎について早くから研究上の関心をよせるようになったのは、学生時代に読んだ青山道夫教授の「一夫一婦制家族の存在基礎」(「近代家族法の研究」所収)と、玉城肇教授「家族史研究上におけるL・H・モルガンの意義」(愛大法経論集第六集所収)の二論文に触発されたからであった。⁽¹⁾その後、法律婚主義と事実婚主義との比較制度的研究や、内縁問題についての研究を進めるにつれて、制度としての一夫一婦主義を支えるための条件の究明が重要な課題であるように思われ、結局、大学院での私の研究論文も「近代婚姻制度成立史論」(未刊)⁽²⁾(これは、主としてフランスを対象とした)という題で、近代的一夫一婦制の成立と発展史をまとめたものになったのであった。⁽²⁾それ以来まとまった時間がないままに、放置してきたのであるが、一夫一婦制が法的及び社会的に定立され保護されている根拠と無関係な家族法上の問題はありえないという事実⁽¹⁾に常に直面してきたのであった。婚姻の形式的成立要件の合理性の問題、婚姻意思の認定・婚姻無効の法理の根拠、配偶者相続権の性格・夫婦扶助協力義務の性格や内容、子の嫡出性の保護の根拠・離婚請求権の限界の問題(とくに有責配偶者からの離婚請求)などのすべてが、特定の時点における、その社会での一夫一婦主義の根拠や法理念に関係してくる。その意味で、一夫一婦制の存在根拠は何かという問題は、常に私の重要関心をよせる課題である。不勉強のために、今日も研究は、ほとんど前進していないのであるが、現在の考えをまとめて中間的モノグラフィーを作成し、更に今後の研究の出発点にしたいと考える。

本稿では、まず「一夫一婦制度」の意味を確定し、「婚姻発展段階説」の科学性を論じ、有力なこれへの批判論の検討という順で述べていきたい。

註(1) 青山教授の、この方面の研究については、「民族法序説」(酒井書店)に改められた諸論稿、「家族」(現代生活群書)などもあり、私の家族法学や民族法学的関心は、これらに負うことが多いが、本稿では、教授が婚姻発展段階論の批判のかたちで執筆された「一夫一婦制家族の存在基礎」をとりあげる。中川善之助教授も、婚姻発展段階論に批判的であり、古く「婚姻史概説」(家族制度全集・史論篇Ⅰ)の他に、「婚姻と家族の理論」(穂積・追悼・「家族法の諸問題」所収)、「婚姻」(岩波・法律学辞典第二巻)などがある。両教授共に、モルガン・エンゲルスの婚姻史理論に対し、機能主義的視角から批判をむけておられ、更に社会学者の間でも、岡田謙「原始社会」(教養文庫)「未開社会における家族」(弘文堂)のように、同様の立場一とくに乱婚説批判一が有力である。

しかし、モルガン・エンゲルスの婚姻史の体系を科学的な理論として、そこに時代的制約を認めつつも、尚、現代的意義を高く評価されたのが玉城教授である。学生時代に、教授のお宅を初めてうかがったとき、私がまず質問したことは、教授の、モルガンが仮説した乱婚の理論についての御意見であり、更に青山・中川教授のモルガン批判への御批判であった。うす暗くなるまで、秋の午後を、教授の書齋で唯物史観からの婚姻発展史の厳格な規定方法を学び、巨大な婚姻史の体系を、生産様式の発展と労働条件の発展過程によってのみ、人間の認識しえない原始的古代にまでさかのぼって考察しようとする、極めて謙虚で且つ果敢な、科学主義の方法を教えられた感銘は、いまでも忘れ得ぬものである。モルガン・エンゲルス理論の支持者は、わが国の家族研究者の間では少ないが、その方法論の科学性は、今日でも十分機能主義からの批判に耐えられると、私は考えている。

(2) この研究論文(未公表)の思想史の部分の要点は、後に「近代フランスに於ける婚姻思想の系譜」(酒井書店)「家族法と家族問題」(第二巻)に収められた。

二 一夫一婦制の意味

まず「一夫一婦制」が、婚姻結合 (union conjugal) を当事者の数の上から分類した制度概念であることはいくまでもないが、法上の一夫一婦主義が直ちに社会的な単婚主義の実現を意味するのではないことは注意を要する。エンゲルスは、資本主義民法の一夫一婦主義が、事実上、売淫と姦通によって補充されていることを指摘し、そこでの一

夫一婦制が、単に女にとってのものにすぎないと強調している。⁽²⁾ たしかに、法律上の婚姻存在形式と、社会現象としてのそれとは区別して考察されねばならないし、更にM・リヤーが述べたように、法律上の一夫一婦主義自体についても、婚姻当事者の数・結合持続期間の長短・結合の嚴肅性などの点から、實質的に男女両性にとっての単婚形式が保障されているかどうかを問題にしなければならぬ⁽³⁾ であろう。リヤーにいわせると、離婚と再婚の容易な近代社会の一夫一婦制は、主として女にとっての、且つ、相対的一時的結合としてのみ単婚主義的であるにすぎない。⁽⁴⁾ こうした、近代法の一夫一婦主義の評価については、異論が当然に予想されるけれども、問題は、法上の一夫一婦主義が、かりに非常に嚴格に且つ男女平等に保障されていても、それだけでは一夫一婦「制度」(institution)⁽⁵⁾ の社会統制作用を有効に担保したことにはならず、単に法規範の側面から単婚形式を保障しているにすぎないということである。いいかえれば、法上の一夫一婦主義の成立根拠とは別に、一夫一婦主義が「制度」として存立しうる事実的根拠が追求されねばならぬということであり、後者は、一夫一婦主義を有効に成立せしめる社会的經濟的条件の問題に属する。一夫一婦制の存立基礎は、この社会的事実の中に求められるのでなければならぬ。

この、いわば一夫一婦制における法と事実の峻別の問題は、基本的には法制度論そのものの要請である。

まず、「婚姻」や「所有権」が法上の制度であるというのは、どのような意味においてであろうか。一般に、一定社会で広く行なわれている人々相互の接触関係の型は、それが共通の理解を以って永く続けられるほど、一定の社会的価値をもつフォーマルな関係として規範価値的に是認され保護されるようになり、更に、国家権力によって法規で明示的に規定されることになる。同様の仮説は婚姻法の生成についても可能である。

婚姻は、もとより野合的性関係と異り、当事者の多少とも持続的な生活共同と種の繁殖とを内容としている。だか

ら、婚姻は、何よりもまず「性」に関しており、且つ、当事者間の相互作用が他者によって侵害されないことを要するという意味では「社会秩序」に関しているから、それは法律制度以前の、一定の自然的生物学的所与にすぎないと同時に、常に社会規範による統制のあることを前提とするのである。⁽⁷⁾つまり、婚姻は、「性関係」を本質的要素としつつ、その時代の性秩序の一部分として社会的に承認されていることだけを要件とし、その意味では、たとえば近代社会において婚姻と婚姻外的関係とを区別する規準（「結合の安定性」「同居守操義務」など）は、婚姻の普遍的要件ではなく、これらの規準を直ちに原始的古代にも適用して、そこでの婚姻関係の存否の判断に用いるような態度は正しくないといわねばならない。⁽⁸⁾この、婚姻結合における自然的要素と社会的要素とは、実定法以前の婚姻内容であると同時に、人類性生活史の特定の発展段階において、その時代の「性」観念や家族生活形態に適応した一定の存在形式をとることが要求され、それが、社会的にも法的にも支持されることになる。

かくて、法上の一夫一婦主義は、最初の人類の生活以来、うけつがれてきた婚姻生活のあり方が、一定の歴史段階において単婚主義をとるに到ったものを、国家権力によって法的に保護せんとするにすぎない。一夫一婦制の存立基礎は、実定法の内にあるのではなくて「性」観念や家族生活の発展段階を規定する社会的経済的諸条件に求められねばならないのである。

この、余りに自明な事柄が、実は、ヨーロッパの婚姻史研究者の間でも容易に認められなかった。たとえば、(まず)「第一歩から現実 *reality* の上に立つ」と宣言したデュルケムは、諸物の性質に対応して諸事実の分類方法も異なることを断定し、「俗概念は必ずず現象と接触を保つから、それは屢々諸現象が如何なる方針で研究されるべきかを、大ざっぱにはあるが我々に指示する」結果、⁽⁹⁾「家族・所有権・契約などのような、我々のたえず口にするものが社

会学で扱われ、従ってこれらの物に予先、且つ厳格な定義を与えることが、屢々社会学者に不用と考えられている。「人は専ら通俗觀念に頼るが、この觀念は屢々、曖昧である……」。「……一夫一婦制に、事実上のものと法律上のものと二つの種類が存在するのはこうした理由による……」と述べ、事実上の一夫一婦現象は一夫一婦制度でないとしたのであった。というのは、彼にとっては科学的認識の対象は「社会的事実」(Le fait social)に限られ、これは「外在性」(exteriorité)と「拘束性」(contrainte)を有するものでなければならず、外形が法律上の一夫一婦に似ていても、法的手続を経ない事実上の一夫一婦は、「社会的事実」でありえず、一夫一婦制の価値をもたない「自然的結合」(association naturelle)にすぎぬからである。このような法制度觀のイデオロギー的保守性は明らかであるが、法律をはなれて社会制度なしという発想形式——しかも、ここでの法律は国家の制定法規をさすにすぎない——は、実定法体系を絶対視して、その解积学的操作に終始する態度にすぎない。かの「事実を以って權利に置きかえ、理念そのものだけを觀察の対象とする方法」の無力を説いた、プロオの批判が想起される所以である。法学者の側でも、たとえば山中康雄教授は、「……あらゆる社会は、それ自身に固有なる法秩序を内在せしめ……成文法典とは、人の意識するとせざるとにかかわらず、客觀的に実在する法秩序が立法者によって主觀的に法認識され……条文の体裁において……記述せられたものである……」として、「社会的にみて婚姻を営んでいるとみなされるべきものを——内縁夫婦もふくめて——總称する。……成文法以前の客觀的実在としての社会法秩序が……(重要である)……」とされている。少なくとも私法上の諸制度は、既に実在する事実としてのフォーマルなシステムを法規で構成したものであり、「社会秩序」規範的な社会關係は、同時に法秩序でもある」とされ、私が、婚姻の如き私法制度の存立基礎を、実定法以前の社会關係(「教授のいわれる「客觀的実在としての法秩序」)に求めるべきだと述べたのと同じことに

なる。教授が、婚姻制度発展の「起動力」を「経済や政治の世界に求めるべき」だとされ、内縁をも含めて婚姻制度の存立基礎を問題とされたのは、全く正当であり、法律婚のみに婚姻結合の価値を認めたデュルケムの立場を否認するものである。

かくて、婚姻は、本来的に一定の自然的及び社会的要素を特殊——歴史的状況の下で内在せしめる、実定法以前に社会的経済的諸条件で基礎づけられた制度であり、法上の婚姻形式がどのように決定されようとも、尚、当該社会がおかれている、人類の性生活発展段階に矛盾し得ないのである。婚姻制度は、法上も道德上も、イエーリングのいう「社会の生活条件」(Lebensbedingung der Gesellschaft) 自体であるところによってよいであろう。

註(1) マリノウスキーは、individual marriage (個人婚) の語を、婚姻の単婚的類型として用いる。Malinowski, B, 'The family among the Australian aborigines. A sociological study. 1913, pp. 90, 173 etc. しかし、その個人婚(一夫一婦婚)によって構成される家族の類型を、彼が全面的に「個人的家族」individual family とよんだことについては問題がある。元来、家族構成の型と、婚姻の存在形式とは別次元のものであり、単婚が行われていても、多数の夫婦と子の集団が一家族をなす、同族的大家族も存在する。これなどはマリノウスキーのいう「個人的家族」ではありえず、個人的家族の複合的集合という意味で、「複合家族」composite family とよわねばならぬ。Murdock, G.P., Social structure. 1949, pp. 23ff.

(2) エンゲルス「家族、私有財産及び国家の起源」(岩波二八年版)九八頁以下。

(3) リヤー「婚姻の諸形式」(岩波)二九頁以下。当事者の数という点からは、たとえば近代ドイツでの Nebefrau や、わが国での妾(一庶子)制度、結合持続期間の長短やその敵愾性については、離婚の極端な自由(ローマ法や仏革命期の単意離婚、明治民法下の「追出し離婚」など)や、別居制度、事実婚主義などの法制化の際に問題がある。

(4) リヤー「前掲」八〇頁以下。「……一瞬時の単婚は決して婚姻ではない。又、男が三人、四人の妻と生涯一緒に暮す多婚は、男が毎年のように妻をとりかえる単婚に比べれば、はるかに多婚たる程度が低い……。」

(5) 一夫一婦制が制度概念であることは、前述した。「制度」が、法規範・モレス・慣習規範などの、バランスのとれた複合体

として機能することが、社会統制の手段として重要なのである。「制度」につき、森好夫「制度的文化と社会意識」(講座社会学三卷) 八四頁参照。

(6) 「婚姻なければ社会なし」(穂積陳重、遺文集第一巻九七頁)といわれるように、婚姻の性関係なくして人類の生存は、ありえなかつたはずである。「婚姻こそ真の社会である」(Glason, *Le droit civil français, nouv. édit.*, t. I, p.19)。社会(人間関係)として最も普遍的なものが婚姻だという意味であり、婚姻がすぐれて「性」の関係であるからである。夫婦関係における「性」の役割の範型を、動物界にまで探究する試みは正当であろう。動物(サル)から人間が進化したという理論に従えば、尚更正当であろう。林要「人間社会」(青木文庫) 一五—二七頁や、Espinass, A, *Des sociétés animales*, 3^e éd., 1924, p.355. は、「動物界の「婚姻」に於ける「性」の表現を取り上げる。又、エスピナスの右文献では、人間最初の婚姻形式についても、「動物に於ける性」の問題から貴重な示唆を提示している。

(7) 或る意味では、「婚姻は、常にエトスでありつつノモスである」(三木清「一夫一婦制論」家族制度全集、史論篇第一巻一四五—一六頁)という指摘が妥当しよう。ポルタリスは、「婚姻は、キリスト教の成立前から存在し……すべての実定法に先立ち、われわれの存在の構造自体から生れ出てくるもの……。……民事行為でも宗教行為でもなく一個の自然行為であり、それが立法者の注意をひきつけ、宗教がこれを聖別したにすぎない……。」(野田訳「民法典序論」三三三頁)という。尚、青山「前掲」一八・二四頁等参照。ただ「エトス」の根拠としての「人間性」特に「性」への態度や観念が永久不変の固定的なものでないことは注意すべきである。

(8) この点の指摘については、杉浦健一「未開人の政治と法律」三—七頁参照。

(9) デュルケム「社会学的方法の規準」(田辺訳)一〇七頁。

(10) 同右一〇八頁。

(11) 同右一〇九—一一一頁。

(12) (13) Durkheim, *Analyse: Grosse, L'année sociologique*, Tome I, p.331. デュルケムは、グローセがオーストラリア人(土人)の間に氏族と共に「分離家族」の存在することを指摘したのに対し、法律的结合・事実的结合という氏族の型の内、前者のみが社会学の対照になるとした。

(14) 制度(乃至「社会的事実」と単なる事実(「自然的事実」)とを区別するわけであるが、ただ、自然事実としての婚姻関

係にも、婚姻制度と同じ社会的經驗的な「意味」だけは是認される。Idem, La prohibition de l'inceste et ses origines. l'année sociologique Tome I, p.10.

(15) 拙稿「前掲」参照。

(16) Belot, G., Études de morale positive. 1907, p.7.

(17) 山中康雄「市民社会と民法」一頁以下。

(18) 同右、四頁以下。特に六頁註一参照。

(19) (20) 同右四頁、五六頁等。尚、柚木馨「親族法」四二頁、「婚姻は、宣言的であり、事實はすでに存している。財産行為は、新しい事實を創設する」(にすぎない)とされる。このような指摘は、結局、前に私が述べたところに帰する。本章註(7)参照。

(21) イエーリングは、法制度と社会との相关性について、こう規定したのである。

三 婚姻史研究の方法論的課題

——学史における「婚姻發展段階説」の位置づけ——

[1] 近代市民社会の形成と婚姻史研究

法律学者や社会学者は、一九世紀中期頃まで、婚姻や婚姻史を社会科学の立場から把えようとしなかったといつても過言ではない。

ヨーロッパ近代社会形成以後(一六世紀以後)、中世の神学的学問観に代って、合理主義的經驗主義的方法が行われるようになったが、それは、社会学のベーコンや、政治学のマキャヴェリなどを除けば、主として自然科学の分野に属する新事態であった。⁽¹⁾ 法学の方法論をみても、市民階級における個人主義||自由主義と、旧支配階級の絶対主義||全体主義との対立関係の理論、教会主義||普遍主義 Universalisme に対抗して国民的統一を要求する市民国家の法理の形成

を反映し、具体的個人主義的イメージに即した婚姻理論は登場しなかったといえるであろう。⁽²⁾

例をフランスにとつても、婚姻は単に「人間の自然なり」⁽³⁾と解され、「自然」は直ちに「永遠」を意味する故に、当時の通常の婚姻存在形式であつた一夫一婦婚以外の婚姻形式は「ありえないもの」と考えられ、社会構造の発展に伴う婚姻生活の存在形態の変化ということは、全然考慮されなかつたのである。ポオダンは、婚姻を一つの自然的結合とみだし、アルトゥジウスは、婚姻から国家まで、すべての社会生活を、人間の自然^(本)たる「結合欲」(consociatio)によつて説明し、グロチウスは、人間本然の欲求 appetitio societatis を「婚姻内質」とみた。この時期は、婚姻における自然的要素の重視の時代であり、「自然」の名目の下に「性」が固定的に不変的に観念された時代であるといえる。国家についてと同様に、婚姻制度の根拠についても自然法的思惟形式が支配したのであり、婚姻の存在形式についても科学的な発展の論理をとり入れた例は見当らないである。英国のホップスやロックにおいても同様である。⁽⁴⁾

ただ、プーフェンドルフ以後では、単に国家状態に先行する自然状態における人間の本性を論理的に思惟するという方法を脱皮し、現実の国家と法・人間の生活様式の根拠を経験的に明らかにしようとし、啓蒙主義運動と結合して、現状分析の路を批判的に拓く傾向がみられる。⁽⁵⁾ モンテスキューにおける実証主義はその適例といえよう。とはいへ、歴史法と観察法による現状分析の故に、「経験主義的」方法の先駆としての評価を与えることができて、まだ、ここでは思惟の産物としての自然法的規定が「仮定」として利用され且つ方法論上重きをなしていたことに注意しなければならぬ。⁽⁶⁾

[2] 婚姻発展段階説の背景

「性」に対する神学的乃至神秘主義的、或いは自然法的形而上学的発想が行われる間は、経験主義的に婚姻形式の

史的構造を解明しようとする社会科学は成立できない。「性」の固定的觀念が否定され、人類生活史の歴史的社会的状況と結びつけて認識しようとする実証主義的經驗主義的態度は一九世紀中葉になって広くゆきわたり、この頃から他の学問領域についてもそうであるが、婚姻史の科学的究明——一夫一婦婚の歴史的社会的構造の社会的經濟的基礎づけ——が企図されるようになったのである。

まず、一夫一婦制の起源や存立根拠について、主として化石学・発生学・生物学・考古学・人類学が究明しえた成果を体系づける作業が提起されたのであるが、原始的太古から原始的古代への時間的体系を理論的に構成することは不可能に近かったのであり、ただ現存未開人の生活様式から婚姻の幾つかの發展段階を推定し、これを手がかりとして古代生活史を構成する方法が支持された。⁽⁸⁾

アドルフ・バスチャン、フリードリッヒ・ラツツェルなどは、恐らくこの人類学的研究の創始者であろうが、「當時の堂々たる地理学的生物学的乃至心理学的諸科学の結構のみならず、莫大な、しかし粗雑甚しき旅行者の物語、宣教師の説明その他当時の人類学的知識の基礎たりし民族誌的報告または誤報」に依存していた。彼等の方法が、体験記や旅行記をもとに、未開人生活の原始性を段階づけるのが目的であるのに、資料を選択し体系づける規準となる理論を欠いていたことに注意しなければならない。バスチャンは、人類の要素觀念、Elementargedanken⁽⁹⁾を考え、これが地理的領域 geographical provinces⁽¹⁰⁾に特殊的に現われるとし、一地域内で、次第に地理的要因が作用したり他部族の文化・生活と接触を行ったりする内に、要素觀念が民族觀念 Volkergedanken⁽¹¹⁾に転化するという。まさにこういう点が、ゴールデンワイザーによって「觀念論的研究」と批評されたところで、文化や法の具体的な認識に到達できないのも当然であった。バスチャンのように、文化の發展原因を、その文化の対外的条件（他文化との接触条件）⁽¹²⁾のみに求

め、文化固有の内的原因を無視する限り、社会の未開性は「文化性」(乃至「文化」(乃至「文化」)の機械的な対比に終らざるをえない。しかも彼においては、文化自体の内的構造は、普遍的人間の基礎的精神傾向⁽⁸⁾という心理的なもので説明され、各民族の社会環境が一樣でない以上、この基礎的心型もバラバラで現われざるをえず、生活発展史の科学的な段階づけは最後まで不可能となったのであった。ラツツェルは、生活と環境との關係に着目して、環境説 *environmentalism* に依ったが、結局、文化や法の発展条件を異文化圏との接触・伝播に求めた点では、バスターンと同じである。

しかし、杉浦教授がいわれたように、「法律の未熟状態は現代法の起源を示す」という希望と信念が彼等にあり、理論の当否にかかわらず、人類学と法学との協力、婚姻制度の歴史的認識の傾向を助成したのであった。バフォーヘン、コーラー、ポスト等の参加した、一八七八年創刊の「比較法学雑誌」⁽⁸⁾(前記註)と、その後の比較民族学的法学研究の発展が、この事実を物語っている。彼等の信念は「人類史全般に通ずる基本的理性生活の発展を明らかにすること」「人間本性の発露として同一の工夫・方式・文化の発展が可能であること」⁽⁹⁾の解明であり、社会環境を異にする民族の文化性の相異を根拠にして、社会と文化の発展段階を歴史的に体系づけようとするのである。コーラーも、「現存未開人の法が、古代法をそのまま示すとはいえない」が「基本的精神の中に深い共通性を見出す」故に、「個別的な法の歴史、民族の環境の独自性」を通して「法の一般的发展理論」が可能であるといっている。

こうした一派の考え方を歴史主義と称しうるとすれば、杉浦教授のように進化学主義と歴史主義とを区別せず、むしろミルケに倣って、両者を広義の歴史主義に含ませることができる。現存未開社会の諸制度や生活様式の資料を蒐集し、それらの間に「未開性の段階」を設け、これによって歴史的時間の間に法の発展過程を構成する立場は、進化学主義者も比較民族学者も否定しない方法だからである。

しかし、比較民族学の成果に依存しつつも、人類の基本的社会関係の型が、その時代の生産と分配の様式によって規定され発展せしめられるという事実からのみ「未開性の段階」を歴史的に仮定しうるとし、文化型や心性を固執しなかったという点で、所謂「進化主義」の立場は、上述の文化伝播説や環境説と基本的発想形式を異にしうるといわねばならぬであろう。

[3] モルガンの方法

進化主義理論によって婚姻発展段階説が主張されたのであるが、その代表者ともいべきモルガンの理論を検討しよう。彼も、未開法を素材として、これを歴史的時間の中に配列し法の歴史を再構成した。¹⁰⁰

モルガンは、まず人類の政治組織を二類型にわけて ①社会的組織 social organisation ②統治組織 political organisation とした。野蠻から未開時代への、氏族→同胞 phratry→部族 tribe (聯合) が①の時代であり、「未開社会には氏族組織(またはその発展形態)をもたないものはない」という事実が中心になっている。つまり、胞族は、互いに親族関係をもつ数氏族が特定目的のために結合したもの、部族も、胞族により組織された諸氏族の結合だからである。モルガンのいう「氏族」は、共通氏族名を有する血族団体だから、社会組織は血縁的共同体から構成されることになる。②の統治組織に発展することにより civitas (国家) が形成される段階では、単に血縁組織だけで構成されず、領地と財産を基礎とする新しい社会結合が現われ、「政府」government が生まれ、領地を通じて個人の生活を規制する。そして、重要なのは、氏族組織が「母系的」、政治的組織は「父系的」要素に支配されると述べた点であり、文化諸民族の父権的氏族の前段階としての原始的な母権氏族の再発見こそ、エンゲルスが「ダーウインの進化論が生物理学に対し、マルクスの剰余価値説が経済学に対するのと同じの意義をもつ……」¹⁰¹「……この発見によってモルガン

は、初めて家族の歴史を輪郭づけることができた」という評価をモルガンに与えた部分である。¹⁰⁹

モルガンは、人類の生活発展史の原理を、単に進化論の影響の下に思惟したのではない。彼によれば、一切の人類生活史の第一の条件は、人間が生活しうる状態の再生産の可能なこと（衣食住の欲）、第二条件は、日々新たに自己の生活を再生産していく人間が、他の人間をつくる関係、第三の条件は、充足された最初の欲望自体が、欲望充足の行動と、既得の欲望充足要具を媒介として新たな欲望へ導くことである。そして、恐らく、モルガンにおける。この人間生活の三つの契機は、歴史の端緒以来今日まで、無条件に且つ歯車のように相互に絡み合つて人類生活史を規定してきたものではないであろうか。¹¹⁰

モルガンの家族発展段階説の特色は、まさに、右のように科学的に規定された、人類生活発展史への基本的態度を前提として、家族形態の分類原理を、各時代の婚姻形態に求めたところにある。¹¹¹モルガンによれば、原始社会の親族呼称法にはマレイ式とトゥラン式の二型があり、この二型は、共に親族関係発展の連続的諸段階を表現し、それぞれの段階の親族組織に対応する各種の婚姻形態をも忠実に反映している。彼は、マレイ式呼称法の一つたるハワイ諸島の親族呼称を用いたが、この呼称法の一般的特徴は、その親族呼称が何れも個人的特定の用いられてないで、一群の人々に集合的類別的に使用された点にある。¹¹²モルガンは、親族呼称法の、この類別性を手がかりとして集団婚 group marriage の過去に於ける存在を推定し、¹¹³婚姻の五つの発展段階を確立するにいたつたのであるが、この発展段階が、前述の人間生活の発展の三つの契機によつて規定されていることは勿論である。すでにみたように、モルガンの歴史発展の理論は、人類のそもそもの起源から、衣食住の生活資料（及びそれに必要ない道具）の生産と、人間そのものの生産（種の繁殖）の段階が社会制度や社会規範の性質を決定したことを出発点とする。人間の社会性は、まずこの二様の生産に

よって形成される。つまり、生産・労働の発展段階と家族の発展段階が、社会制度の性質を最終的に決定するというのである。労働の発展がおくれ、生産量―社会の富が制限されていなければならないほど、それだけ強く社会秩序は血族的紐帯に支配される。やがて、生産の増加の必要―特に人口の増加により―は、分業や技術の発展を促がして労働の生産性を向上させ、私有財産や地縁的要素のような社会的諸要素のために、古い社会制度が崩れる。……古い経済秩序に基づく旧社会制度(原始共産世帯や、母性の優位など)に代って、私有財産制の上に発展した新しい社会制度(社会的階級対立、男の経済的優位を前提とする家父長制の成)が、ここに登場し、同時に、地縁的結合たる国家秩序(前述の「統治組織」)が形成される……かくて、本来、物質的生産資料の獲得の様式と深く結合している家族や婚姻の形式は、生産と労働の発展段階に規定されるのであるが、親族制度は、「その発見された用語及び確定された諸方法と共に、一般的に用いられるに到ったとき、制度としての性質上すこぶる遅々としてしか変化しない。」「その伝達継承は血による」のであり、慣習的自然的に存在し発達するものとして、その下に発達した家族機構が変化・消滅して後も存続する傾向を有する……○71他の社会制度が崩れ、生産労働の発展段階が進んで後も尚、親族制度とこれを表示する用語だけは、骨化したまま屢々次の時代にまで継承されるというのであり、このような仮説を、モルガンはハワイの親族称呼によって検証したのであった。

エンゲルスは、「モルガンの原著『古代社会』が世に現われてから一四年が経過した。その間に人類の原始社会に関する資料は非常に増加した。人類学者・旅行家や専門の先史学者に比較法学者まで加わり、新しい資料を発見し或は新しい見解をもたらした。モルガンの個々の仮説の中には、これによって動揺し或は覆えられそうになったものもたゞく山ある……○72」といい、モルガン自身も家族発展段階の説明に当って「その完全な樹立は、将来の民族学的研究に委ねられなければならない」(「古代社会」(第三篇第一章))といい、マクレナンを批判した際には、「……血族関係にせよ姻族関係にせ

よ、これらの用語（親族呼称）に親族関係以外の如何なる意義を認めようとするのか？」「単に人々に呼び方が必要だったというだけでは、地球上の大部分にわたって微細な点まで、同一にしてかくも巨大な制度（分類的制度）は決して生じなかつた筈である……」（同上・第三）といっている。エンゲルスとモルガンが、単に未開地調査資料をバラバラに蒐めて古代を推定するのでなく、常に生産と労働の発展段階に対応しうる社会制度・親族制度を予想し、所与の資料に「発展」の視角から歴史の意味を附与したこと、そして、方法的に歴史の体系を設けた後に、多くの検討と実証を民族学の将来に委ね、体系の内容部分に多くの留保を付していることは注目されるべきである。

[4] モルガン—エンゲルス理論の歴史的意義

モルガンの婚姻発達段階説は、婚姻制度の発展段階を規定する基本的要因を、生産—労働条件の内に求め、この角度から人類婚姻史に段階を設けたという意味で、それ以前に行われていた、単に未開地の調査資料から「未開性の段階」を設ける人類学者の方法と区別されねばならない。モルガンによって、初めて婚姻史に「発展の論理」が導入されたのであり、社会科学としての婚姻理論が築かれたのだといつてよいであろう。モルガンの、「乱婚」の仮説を否定するような事実が発見され、類別的親族呼称法の適用についての批判もでてきたけれども、右に述べた意味でのモルガン理論の科学性に対抗しうる理論はまだ出てきていないと私は考える。いわゆる機能主義の名の下に、文化の体系を、心理的集中的均分的尺度によって測定し、各民族について実証的研究を進めていこうとする方法が、二〇世紀のアメリカ人類学者の間に勃興してきたが、モルガン理論の体系の変更もたらずことはできないであろう。乱婚制が実証されないにしても、集団婚の实在は否定できないし、親族呼称法の欠陥は、モルガンの理論を決定的に葬りうるものではない。

「類別的親族呼称法が、必ずしも原始的親族の個人的親族意識を否定することにならない」というのが、岡田教授、ウェスターマーク、ゴールドンワイザー、クノウ、ロウイ等多くの学者の意見であり、モルガン批判論の根拠の一つとされている。⁸⁰ 学者は、このことを証明するため、現存未開人中の最低文化段階にあるとされる低級狩猟民の間に、夫婦と親子より成る小家族（一夫一婦家族）が広く存在するという資料を提出した。⁸² 実は、このような方法こそ、一夫一婦婚を不変の婚姻形式とするイデオロギーを前提とするものであり、バラバラに―無方法に―集められた現存未開人の単婚制の資料で裏づけられた成果は、一つの文化観という性格をもつだけであって、社会制度としての婚姻の存在形式を規定する社会的経済的条件の、古代から現代までの発展過程が捨象されているのである。モルガンが重視したのは、科学的な歴史発展理論なのである。モルガンは、マレイ式親族呼称法から、集団的乱婚による血縁的家族を考え、次代のトゥラン式親族呼称法から同じくプナルア家族を考え、集団婚形式はこの二段階で終り、類別的親族呼称法も消滅するとしたが、⁸³ ハワイの親族呼称法から家族・婚姻形態の復元を試みるに当り、「ハワイ人が父の兄弟をも父とよび、母の姉妹をすべて母とよぶのは、父（母）の兄弟がすべて母（父）と婚姻関係にあって、肉親の父（母）と称呼上多くの父（母）とが区別されなかったからだ……更に古くは、称呼上の多くの父と母とが集団婚の關係にあったからだ。」と述べたことに対し、父子間と同様に母の称呼も類別的であることの根拠が明らかでないとか、親族呼称の意味自体が歴史を無視しているという批判がむけられている。⁸⁵ これらの批判者は、逆に、原始社会の単婚家族の報告によって、モルガンが親族呼称法から導出した集団婚の存在を否定しようとするが、それらの報告は、生産と労働の発展条件・その歴史性を捨象した事実的記録にすぎない。モルガン批判者の報告資料も、現存未開人で文化の最低段階にある狩猟民が対象とされているが、そこに報告されている婚姻存在形式が、歴史をさかのぼりうる最古の民

族のそれ（モルガンのいう野蛮―「未開の」初期よりも更に古い時代―）と考えることに根本の誤りがあるように思われる。⁸⁷

たとえば、ウェスターマーク、グローセ、ローウィ、ハートランド、シュミット等が対象としていた最低文化段階の民族とは、多くは、不毛・寒冷森林の地に棲み、数戸づつの小群をなして放浪する氏族以前の段階にあった。従って、これらの民族に共通の現象として単婚が現われているということは、一応、原始単婚制論の有力な支柱であるようにも思われる。しかし、ブリッフォールトやM・リヤーが、それら諸民族を人類社会の史的原型とみることに疑義を投じ、特に前者は、「言語及び文化の発達には、大規模の社会生活が不可欠の条件をなし、従って小家族には原始性を認め得ないだけでなく、言語及び文化の発達の基盤となった集団生活は、同時に乱婚を必然的に伴わざるを得なかった」と述べている。この点だけについては、他に、マリノウスキーやグローセの支持もある。M・リヤーは、未開民族の単婚の要因として、①社会の貧困 ②人口の稀薄（女子の欠乏） ③家族の孤立をあげ、単婚が例外的には存在したことを論じている。しかし、資料はルトウールノオのいう「コロンビヤの最も野蛮なインディアン部族」たるオトマク人（Otmachen）などを例とするだけで、むしろ乱婚制のあり得たことを推定し、単にウェスターマーク、スペンサー、ポストを援用して「絶対無制限の乱婚は認められない」と論じているのである。⁸⁸

原始社会に単婚制が実在したか、乱婚が有力に行われたか、資料的に決定的な説明がつかない場合には、生物進化的に人間史をさかのぼり、動物家族と対比する方法も残されている。⁸⁹しかし、ここでは、モルガン―エンゲルスの婚姻发展阶段説が、社会制度の存立基礎についての社会科学的認識という点で根拠のあること、その故にモルガン以後の機能主義学派の実証的研究は、調査資料の精確なるにもかかわらず、婚姻存在形式の歴史性を究明しうるものではないから、そのモルガン批判には限界のあることを記せば十分であろう。機能主義の方法は、婚姻制度の存立基礎を

社会科学の立場から問題にしていけないという意味で、その婚姻史論は無方法であり、相対主義的認識に達するのみである。ゴールドデンワイザーが、単なる相対主義的方法を超えて新しい総合と論理の必要なことを説き、⁴⁰⁾ 新明教授が、一方で機能主義的研究を擁護しつつ新生面打開の必要を説いておられるのも傾聴すべきである。

註(1) 新明正道「社会学史」二三頁以下参照。

(2) この問題については拙稿「前掲」参照。他に詳細な研究は、まだ存しないようである。尚、ヨーロッパに於ける近代市民社会の成長と、国王と市民階級との対抗関係の発展については、Giddings, H., *The Principles of Sociology*, 1921, pp. 171—196.

(3) 拙稿「前掲」を参照。尚、船田「法律思想史」二七二頁。宮崎孝治郎「新婚姻法」九・一二三頁等。

(4) 新明「前掲」の他に、新明「社会学の発端」七二—七三頁参照。本文のボードマン以下の記述は、船田「前掲」二七八頁以下によった。

(5) こういふ経験的立場の成立については、自然科学発展の影響をあげなければならぬ。Lichtenberger, J., *Development of social theory*, 1923, pp. 108—109.

(6) 船田「前掲」三〇〇頁。

(7)(8) Bridel, L., *La femme et le droit* (1889). メーンの「古代法」以来、原始法に関心が払われ、婚姻史の科学的研究で、比較法学者を関与したとゆう事実を、この指摘してをろう。たゞは、フオーマンの参加した *Zeitschrift für vergleichende Rechtswissenschaft* (1878年創刊), J. Kohler u. L. Wenger, *Allgemeine Rechtsgeschichte*, 1919. vol. 1, §5.

(9) Goldenweiser, A. A., *Cultural Anthropology*. 1925, (Banes, H. E., *The history and prospects of the social sciences*) (Chap. V), p. 1.

(10) (11) こうした概念を用いて、ノムチャンは、タイラーなどと共た、比較民族学的方法に従ったのである。

Bastian, A., *Ethnische Elementargedanken*. SS. 18—19.

(12) Goldenweiser, A. A., *op. cit.*, pp. 1—3.

(13) 「……民族学に於いて、人類は個人的ではなくて、社会状態を予想するところの社会的存在である……」「人間の思想にして個人的なものは、社会的思想の一部としてののみ、その存在の可能性を充足せしめる……。」

Bastian, A., *Der Völkergedanken*. SS.6 u. 172.

(14) 杉浦「前掲」二一—二六頁。

(15—16) 同右二四頁。

(17) ミルケは、制度や文化が苟くも進化したとする立場は全部、歴史主義であり進化主義であると、進化主義の立場を広く解し、且つ、これに対して極めて同情的である。「進化論は、その前提が確証されなかったからでなく、経験的な資料による裏書きが役に立たなかったから凋落」しつづあるという(ミルケ「民族学」及川訳、一頁以下)。

(18) 以下に述べるように、モルガンは、マレイ式親族呼称法から集団的乱婚による血縁的家族を考え、次代トウラン式親族呼称法から、同じく、プナルア家族を仮定した。集団婚形態は、以上の二段階で終り、同時に類別的呼称法も消滅するという。

Morgan, L.H., *Ancient society*, pp. 385—390.

(19) エンゲルス「起源」第四段序文。

(20) 玉城「前掲」参照。

(21) モルガンの分類では、血縁家族↓プナルア家族↓対偶婚家族↓家父長家族↓一夫一婦制家族となるが、四番目の家父長家族は、一夫一婦婚の上にも、一夫多妻婚の上にも成り立つ。故にエンゲルスは、家父長家族を除いて、家族の発展段階を四形態にしたのであった。尤もエンゲルスの方法は、婚姻形態の面から家族形態を分類することであったし、モルガン自身は、家族形態の分類が最初の作業だったのであるから、モルガンやエンゲルスが、婚姻史と家族史を混同しているという杉浦教授の批判(前掲書)や、岡田「未開社会に於ける家族」一〇・二三頁の批判には問題がある。Morgan, L.H., op. cit., pp. 384—386, 399. etc. Re.

(22) *Malayan System and Turanian System* (Morgan, L.H., op. cit., pp. 385—386.)

(23) *Ibid.*, pp. 385, 404—405.

(24) *Ibid.*, pp. 408, 412.

(25) マルクス・エンゲルス遺稿「ドイツ・イデオロギー」(唯物論研究会訳・ナウカ社版第一分冊)一八頁以下。

一夫一婦制の存立基礎

一八五

(26) Morgan, I.H., op. cit., pp. 407—8. エンゲルスは「……親族制度は受動的である……。それは、(能動的要素である)家族が根本的に変化した時のみ根本的に変化する」(「起源」四〇頁)といい、これに付言してマルクスは「そして、それは一般に政治的・法理的・哲学的体系についても同様である……」と述べている。

(27) モルガンはエンゲルスに於いて、例の三つの契機で直接に規定されるのは、「家族形態」であるが、存在の上では、まず「婚姻」が行われ、同時に、婚姻の社会的形態である「家族」が存在することになる。この家族形態を、エンゲルスは、場合によっては、家族関係とか親族関係といっているようである(「起源」三九頁)。

(28) 玉城「前掲」参照。

(29) エンゲルス「起源」(前掲)序文。

(30) 青山「前掲」はモルガンの(1)親族呼称法の解釈の誤り、それと親族制度とが化石的に考えられ、(2)現在までに実証されていない仮説である「乱婚説」が、婚姻発展段階におかれていることを批判する。中川「前掲」(理論も同様で、モルガン説は、素朴な図式論的進化論であると評し、岡田・杉浦教授も同様である。だが、モルガンは、親族呼称法によって体系を構想したのではないし、その解釈法が修正されても、体系自体が無価値とされなければならないということはありえない、体系の区分や各婚姻段階の時期や分布状況は、今後、広く民族学的に調査され訂正されるであろう。しかしモルガンの婚姻史の体系は、基本的には先人の誰もが到達し得なかった原始的古代婚姻形式への科学的歴史的な推定によって可能だったのであり、現存未開社会の婚姻形式の把握と、そこでの親族呼称法の分析は、仮説を検証する一つの手段にすぎなかった。一体、現存未開社会と、原始的古代社会とは、全く別の世界である。歴史的時間を媒介とせずに、前者の実態の如何によって直ちに後者を推測したり、モルガンの婚姻史体系を批判したりすることは甚だしい矛盾であり非科学的だといわざるをえない。現存未開民族は、近代文明から遮断されてはいるが、原始的古代から生き抜いてきた現代人であって、古代人ではない。その意味で、モルガン自身が、仮説の検証手段の一つとして現存未開人に対して採用した類別呼称法の解釈を否定するような調査例が現われても、重要な批判の決め手ではありえない。問題はむしろ、モルガンはエンゲルスの設けた婚姻史の体系を、更にどのような方法で科学的に実証するべきかである。

(31) 批判者は、いずれも、モルガンの類別呼称法の欠点を指摘し、原始社会に、乱婚の実在を否定し、単婚主義の存したことを説く。たとえば、岡田「前掲」は「親族名称は、婚姻形態を示すというよりは、むしろ一定の社会的権利義務関係を示し……」

よつて (二三頁)。 Westermarck, E., op. cit., Vol. 1, p.272: Goldenweiser, A.A., Early civilization. p.241: Cunow, H., Die Verwandtschafts-Organisation der Australnegger. S.162. etc.

(32) Westermarck, E., op. cit. Vol. 1, p.54f. Hartland, E., Primitive society. 1921, pp. 25f. Goldenweiser, A.A., op. cit., p.241. 尚' ユールマンロイザー「文化人類学」(「進化論の没落」) 米村訳 (日光書院) 参照。 Briffault, R., The mothers. Vol. 1. pp. 196—198.

(33) Morgan, L.H., op. cit., pp. 385—6.

(34) Ibid., pp. 408—12.

(35) 親族称呼そのものの解釈がモルガンと異なる論者の批判は、結局、この点に帰する。モルガンが何故に、父、女、子の称呼を生々の父、母、子相互の称呼と解したのか、その根拠をうけいれれば、批判の余地もないはずである。クノウは、未開人の類別称呼は、実は生殖関係と無縁で、単なる年令層の区別であり、類別称呼を生殖觀念に於いて分析しようとする近代人の発想で、類別称呼を分析した点がモルガンの誤りだといっている。だが、クノウのいうように、果して、未開人の類別称呼が、生殖觀念と無縁なのか、彼の研究からは明らかでない。 Cunow, H., Die Verwandtschafts-Organisation der Australnegger, Ein Beitrag zur Entwicklungsgeschichte der Familie. 1894, SS. 25 ff., 53—55.

(36) Westermarck, E., op. cit., Vol. 1, p.55.

(37) 前註(36)後半を参照。

(38) Briffault, R., op. cit., Vol. 1, pp. 195—6. フリンジャーの主張は、中川「前掲」(理論) 一一頁以下に紹介されている。

(39) リヤー「前掲」七五頁以下。 Letourneau, C., L'évolution du mariage et de la famille. 1888, p. 215.

(40) 生物進化論的に人類史をさかのぼり、動物家族と古代人類の家族との近似性を推定しようとする方法で、これは、メーウーンやウェスターマークが採用したといわれる (林「前掲」三—三七頁参照)。尚' Letourneau, C., op. cit., pp. 47—8.

(41) Goldenweiser, A.A., op. cit., p. 126; Journal of philosophy, Vol. xv, 1918.

(42) 新明正通「社会学史概説」(岩波全書) 二二六—二二七頁以下。

四 一夫一婦制の成立

[1] 一夫一婦制の成立要件

モルガンによれば、家父長制家族は、未開時代(土器使)の早くとも中期以後に、一夫一婦家族は、未開の後期以後文明時代(文字使)の現代に及ぶ。一夫一婦制の成立の状況を、モルガン||エンゲルスの理論を批判的に撰取しつつ考えてみたい。

婚姻史の体系において、婚姻は夫婦結合を意味し、各時代の家族の存在形式を決定するものであったことはいうまでもない。ただ、「家族」は、ラテン語の *familia* を原語とし、*familia* は元来「家奴の総体」 *ensemble des esclaves de la maison* を意味したとされる。⁽¹⁾ 伝統的意見によれば、ファミリアの語源は、オスク語の *famel* ラテン語の *famul* であり、両者共に奴隷を意味し、更に、物と人(家族成員・奴隷・土地・家畜・金銭など)のすべてを含むとされ、これを所有するのは家族の統制者たる男子(家長)⁽²⁾ であつた故に、ファミリアの語は、家父長制下の古代ローマ家族の性格をそのまま反映するものだといわれている。⁽³⁾ しかしながら、ローマには *pater familias* とか *mater familias* の語が用いられていたのであり、むしろボンファンテに倣つて、ファミリアの意味は―この語の歴史的性格とは別に―「家」を同じくする生活共同体を指示していたとみるべきであろう。⁽⁴⁾ *familia* は、住所を共同にし、生産・消費などの日常生活を共同にする血縁の共同体であり、夫婦・親子によつて基本的に構成される人間関係であり、古代ローマにおいて、既にこの意味でのファミリアは実在していたのである。古代ローマのファミリアは家父長制家族の形式をとつたが、家族形態が、必ずず特定の婚姻存在形式に対応するとはいえない。エンゲルスは、

家族の形態を婚姻のそれから分類するため、モルガンの五段階を修正して、「家父長制家族」を省いて四段階とした。⁽⁷⁾ というのは、家父長制家族は、一夫多妻・一夫一婦・一妻多夫の各婚姻形式の上にも成立し得るからであり、「血縁家族」「プナルア家族」「対偶家族」「単婚家族」の四段階が、各婚姻発展段階に対応しようとしたのであった。

モルガンは、「血縁家族」と「プナルア家族」を集団婚の時代とし、つづいて「対偶家族」syndyanian family「家父長家族」・「単婚家族」が現われるとした。⁽⁸⁾ 「対偶家族」とは、「対偶婚」を結合原理とし、一對の男女が任意に結合し且つその結合も任意に解体されうる不安定な結合にすぎない。「血縁家族」は婚姻集団が世代によって区別されたもの、「プナルア家族」は同一世代の血族(兄弟姉妹間)の婚姻が禁じられたものであり、モルガン||エンゲルスによれば、この集団婚でつくられる家族生活が、生産条件の発展によって対偶家族に発展し、更に家父長家族になるのである。問題は、まず「集団婚」の歴史的 성격である。エンゲルスによれば、未だ私有財産制が成立せず階級対立も労働搾取もなく、血族集団であるために出産率も低い段階が考察される。農耕とか火の使用法・布織りや食器作りは婦人に属し、このことは出産率の低度と共に女性の社会的経済的地位を高めた。オーストラリア原住民の階級婚(英人フィッソンの報告)、中部アフリカのネグロ、バロング族の妻方居住制(リヴィンソンの報告)などがその例証としてあげられている。けれども、モルガンのいう未開時代の中頃には、従来の富の主要形態(家屋・衣・舟・武器・家具など)が、社会発展の原理たる、生産労働条件の発展段階・欲望充足の状況に規定されて著しく変化した。いまや、家畜群は私有財産とされ、牧畜↓金属加工↓紡績↓農耕というように生業が発展し、人間労働力の重要性が増加した。こうした「新しい社会生活」は、家族生活形態の変容を伴うのであり、「集団婚」と、その社会的形態である「血縁家族」「プナルア家族」の基礎と、そこでの「女性の高い地位」は根拠を失い、一挙に「家父長制家族」||一夫一婦制に発展する。この発展の過程

が「対偶婚」という便宜的過渡的婚姻形式であるとモルガンはいう。

では、「対偶婚」の結合の不安定さ(頁前)は、どういふプロセスを通じて「一夫一婦婚」に進むのであろうか。集団婚時代にも対偶婚はありうるであろうが、血縁家族↓プナルア家族の発展の過程は、血族相婚の禁止の増加に他ならず、この傾向は、プナルア家族に於いて発生する氏族の成熟によって徹底的に促進される。と同時に、上述の、富と生業の社会的発展、とくに私有財産制の形成によってプナルア家族は物的基礎を失い、ここに新たな単婚主義の基礎が、社会的にも物的にも確固たるものとなったのである。ハワードやロウイが、未開社会に於ける婚姻の不安定性を認めつつも、しかも一夫一婦婚の普遍的存在を説いたのは、モルガンのいふ対偶婚を、そのまま原始的古代にさかのぼらせたといつてよいであろう。モルガン||エンゲルスに倣つて、対偶婚を、集団婚から一夫一婦婚への発展の過程におくとき、社会心理学的には、対偶婚自体の内に、一夫一婦婚への志向性があったといふように考えることもできる。

だが、不安定な対偶婚主義が克服されて、安定し且つ固定した一夫一婦主義に達する「必然的な」根拠は、更に厳密に検討されねばならぬ。ポストは、極めて初期の一夫一婦婚が習俗の結果ではなく、ただ「必要」のためのものだといつている。⁽ⁱⁱⁱ⁾ リヤーが、「必要と貧困」の故に一夫一婦婚が普及したといひ^(iv) (男女の人口が、その社会では、) エンゲルスが、経済的理由による一夫多妻の減少の例をあげるのも、ポストの述べる処に近いであろう。しかし、現存未開人の婚姻関係が、不安定で且つその間に屢々妻の交換や貸与の行われていることは、リヤーが詳細に報告しているが、多くの場合、夫が妻の身体の上に有する所有権の行使としてなされているのであって、そこでの婚姻制が一夫一婦主義であるということを否定する材料にはならない。^(v) それらの事例が、リヤーのいふような「人間の多婚性」を裏づけるものではあつても、婚姻が、性的分業に基づき経済的協力と、生殖・育児のための組織であるといふ基本的定義に

従って、制度としての婚姻の存在形式を問題にしなければならない。その意味で、ポストのように、一夫一婦婚の成立を「必要」によって基礎づけるべきではなく、対偶婚における「性的分業―経済的協力の方法の変化」と「生殖・育児の形態の変化」によって明らかにするのでなければならぬ。

対偶婚の時代には、父は認知されて母と分業をしたが、次第に夫は、食糧生産と、それに必要な労働手段―この両者への支配をなし得たに対し、妻は単に家具を有するにすぎなくなる。このことは、父たる男性が家族の生計の統制者であり、女は単に家の内で補助的に働くにすぎないことを意味する。つまり、成員の生活と、その経済的基礎が男子に支配せられ、そのような男子優位の生活秩序に矛盾しない限度でのみ、女子の労働が是認されることになる。従って、対偶婚は、結合としては「任意に結ばれ且つ解除される」不安定な婚姻形式であるだけでなく、集団婚の時期に女性の地位を高からしめた要因の解消―夫権(乃至男権)の強化の過程で、この婚姻結合は次第に固定化し一夫一婦婚に発展するのである。故に、人類最初の一夫一婦制は、何よりもまず私有財産制に基礎づけられた男子の優位、換言すれば家長たる男子の、妻と他の家族員への経済的支配の家族形態と共に出現したと解されるのである。このことが、果して女権主義の崩壊という意味での「女性の世界的敗北」という史的事実を意味するかどうかについては問題がある。かつて、ラピーが述べたように、一般に女性の社会的価値と家族内の役割との間に符合がみられるとしても、ファミリアも妻も―一夫一婦制を前提とする―存在しない対偶婚以前の社会に於いて、女性の家族内の役割を優位であったと評することはできないからである。経済的關係から、女性の家族内の位置を高く評価することは可能であるが、しかし、女が種の繁殖の肉体的犠牲者であった集団婚時代に、子の哺育養育の負担が女にかけられていた筈だからである。

かくて、家父長的結合形態の成立において、男子の専制・女性の屈従の端緒的形態が出現したことを認めつつ、家族内権力の推移を、母権から父権への後退と規定することについては慎重でなければならぬであろう。とに角、特定の夫婦は今や子と共にファミリアを形成し、これは社会関係の基礎単位となる。対偶婚は、「不安定で解消の自由な結合だったにかかわらず、子への共同の配慮が結合を強め、これを永久化せしめる内的傾向を有し」たのであり、一夫一婦的結合への発展は、家父長制の形成に対応してのみ科学的に理解されるであろう。

註(1) Gaffot, F., *Dictionnaire abrégé Latin-Français*, 1936, p.248.

(2) —(3) Maine, H.S., *Ancient Law*, 1888, p.201. Coulanges, F. de, *La cité antique*, 18 ed., 1903, p.118. Morgan, L.H., *op. cit.*, p.469. リャー「前掲」訳書参照。ヘンタムス「前掲」七五頁。Lubbock, J., *The origine of civilization*, 1889, p.73. Briffault, R., *The mothers*. Vol. II, 1927, p.346.

(4) Gaffot, F., *op. cit.*, p.248.

(5) Bonfante, P., *Hist. du droit romain*. Tome I, 1928, p.204.

(6) 本文記述のように、伝統的意見(通説)によれば、諸家はすべて、ファミリアが、元来、奴隸と財産を意味したことで、しかもそれは、家族の統制者たる男子(家父長)の所有権の内容であったから、この語は、古代ローマ家族の性格をそのまま文字の上に表わしていると説く。しかし、ファミリアが元来、奴隸や財産を意味し、そのことによって家父長支配下の一切のものを名を指したにせよ、問題は、それらが、ファミリアという語によって統一的に觀念された根拠は何かということであろう。右の通説の説明がファミリアの語義を説くのに「家族の統制者」「家父長」の概念を用いているのも不合理である。今日の「家族」(Family: Famille: famille)の語を派生せしめたのがファミリアであるから、今日の家族概念にも含摂されるような要素がすでにファミリアの原義中にも内在したはずなのである。恐らく、ここで家族と、その普遍的要素である「家」の關係が必要になってくるのではないか。

最初に、このことを指摘したのはロスバッチだといわれている。彼は、ファミリアの原義を「家」に求め、「家」は、土地・共通住居・成員相互の共同生活体から成るといひ、「奴隸」と訳されるファミルスは、元来奴隸と自由人の双方を意味して

いた——つまり「家に属する者」の義であるとし、ファミリアは、ファミルスの抽象形であり、「家」の語 (famum) から来たと言いて、伝統的見解に反対したのであった。通説を否定するロスバットの説はウエストルップによって高く評価され、ボンフアンテの採用するところとなったのである。Rosbach, A., Untersuchungen über die römische Ehe. 1853, SS. 14—15. 그의見解が、イェーリングによって支持されたことについては Westrup, C. W., Introduction to early Roman Law. 1934, pp. 17—8. に紹介がある。

(7) 前章註(2)参照。

(8) Morgan, L.H., op. cit., pp. 384, 453. 尚、前章註(8)(2)参照。

(9) エンゲルス「前掲」の他に、平井潔「婦人問題入問」(唯研刊)林要「前掲」(青木文庫)など、かなり詳細な考察がなされている。以下は、これらの文献に負うことが多い。

(10) Post, A.H., op. cit., S.26.

(11) リャー「前掲」訳書七五頁以下。

(12) Malinowski, B., op. cit., pp. 101—3.

(13) Lapié, P., La femme dans la famille. pp. 31—3, 41—2.

[2] 古代ローマ社会の一夫一婦制の成立

ローマ人は、紀元前八世紀頃、定着生活に入ったといわれている。長い間、遊動生活を営んでいたローマ人は、牧畜・農耕の発達と共に次第に定着化し、遊動しつつ形成されていた氏族的生活秩序は、定着を契機として更に農耕技術を進歩せしめ、¹⁰⁴特定の土地と集団生活との緊密な関係ができることによって、村落共同体的秩序が形成される。定着前のローマ人の氏族的生活秩序は、(1)氏族内部の分業の発展—性別・年齢別・職能別分業、その結果として生産力の発展と貧富の別の生じたこと (2)対偶婚の形成—族内婚の禁止や血縁婚禁止—単婚化の促進、経済単位としての家族の独立化傾向、男子の経済的支配 (3)酋長その他の指導者の地位の世襲化、を特色とする。¹⁰⁵だが、氏族集団が定着

して形成された村落共同体は、古代ローマ社会の右のような特色を更に発展させたものとして現われる。建国期のローマ社会がそれであり、エンゲルスは、それが、「家長制世帯共同体」から構成され、最初のファミリアを確立することになったという。「当初、その構成員はすべて同一の血縁関係者であるのを普通とした」が、「土地との緊密な関係」は、人々の生活様式、社会関係に反映し、「結合原理としての血縁は次第に地縁関係にとつて代られることになった」。今や「経済単位としてのファミリアが独立したことが、重要な役割を演じたことはいうまでもないが、ファミリアの一人の傍系親族をも広く包含する大家族共同体であったことは勿論である」。そして、村落共同体の伝統は、「社会の上部構造に於ける幾多の変遷にもかかわらず永く維持せられ、資本主義社会になるまで」「近世初頭まで存続したことは、文明国を通じてみられる」のである。エンゲルスによれば、「ローマの建設後しばらくは氏族紐帯は極めて強固だった」が、紀元前四世紀頃より社会構成が変化し、近代国家の民法に移殖された一夫一婦制の身分法原理も、この時に形成されるのである。

建国期の、エンゲルスのいう「家長制世帯共同体」は、デュルケムの「未分家族」*famille indivise* たる大家族共同体に対するものと考えられる。建国当初のファミリアの本質は、対偶婚が単婚主義化される過渡期において把握されるようである。「この社会的有機体の長は、妻子と一団の奴隷を、ローマ的父権の下に、全員に対する生殺与奪の権利を以って所有したのであった」。ホイースラーによれば、「経済単位は、本来、近代的意味に於ける単婚家族ではなく、多くの世代、つまり数個の単婚家族から成り、この他に屢々多数の非自由民をも包含する『世帯共同体』だった」のであり、この「家長制世帯共同帯は、群婚から発生する母系家族と近代的単婚家族との過渡期的段階であり」、それは、右に述べたように未だ氏族的紐帯が強く、一つの屋敷に住み共同耕作し共同の貯蔵によって飲食し収獲の剩

余を共有する。妻は、まだ自由と尊敬の対象であったが、妻の貞操は、子の父性を確保するために夫の権力に無条件に支配され、夫が妻を殺すとしても、それは彼が夫としての権利を行使したにすぎないと考えられた。しかも、実に、妻は夫と同様に単意離婚の権利を認められていたことに注意すべきである。

ローマ家長制家族において、夫は万能の家父であり、家父のみが法主体 *sui juris* であり、彼は共同体からの受権者、氏神（ラール）のファミリーに於ける主管者であり、その地位 *Patria potestas* は、経済的な支配権（*ファミルス*と物的財産）及び宗教的権威によって支えられ、これは古くから手権 *manus* とよばれた統一的排他的絶対的権力に他ならない。家内で権力を有するのは、家長一人であり、子に対する母の親権観念はなく、孫も祖父の家父権に服し、父が彼に家父権をもつことはありえず、男の子や男孫が、家父を措いて配偶者に手権を行使することはない……かくて、ローマの氏族制ファミリー—同族的家長制世帯共同体—に於ける家族原理は、*patria potestas* そのものであり、婚姻の原理は親子関係の原理に吸収されていたといえる。だからこそ、婚姻の極めて自由な解消を認め、かかる共同体が離婚によって解体する恐れがなかったといえる。

その後、領土の発展・商業の進歩・貴族—平民などローマ市民の民事法の組織化のために、かつての氏族制度は階級分化で内から崩れていくが、「人間社会の可動性の増加」（エンゲルス）その他の社会的変化により、私有財産制は確立し、平民層内部の貧富の差と自由民・奴隷の階層分化が著しく、耕地は個々の家族に対して一時的に—後には恒久的に—利用に委ねられ、各ファミリーは村落共同体的秩序の基礎単位として、完全に世帯共同体的同族結合から独立することになる。

こうして、古代ローマのファミリーは、完全に単婚家族となり、一夫一婦制の基礎は、私有財産制と男子の労働の

重要な役割によって確固たるものとなるのである。人類史最初の婚姻の精神的基礎も築かれたことになる。²⁰⁵ところで、右のファミリーの変質は、家父長の地位の変質に対応している。家父権から、次第に宗教的権威は失われてきたし、民法法でその権限も縮少された。家父の統一的排他的絶対的な権力を意味した「手権」*manus*は、次第に分裂して若干の権利概念にわかれ、「所有権」(*dominium*)、²⁰⁶「奴隸権」(*dominica potestas*)、²⁰⁷「準奴隸権」(*in causa mancipi*)となり、妻に対しては、従前のマヌスの語が残って「夫権」を指示するものとなった。家父は、今や「扶養義務」「嫁資設定義務」「義務分保存義務」を家族生活に於いて負うことになった。²⁰⁸このことは、家父が、最早、超越的絶対的な身分ではなく、権利∥義務の法主体として、法的に規定されたことに他ならないと同時に、婚姻結合∥夫婦関係が、それ自体価値をもつものとして法的に保護されるようになったことを示している。Organismo politico から Organismo domestico への変質として理解される事態である。

かくて形成された後期ローマ家族は、少なくとも共和政初期以来の現象であり、近代社会の一夫一婦家族の原型とみてよい。離婚の自由は、寺院法の離婚禁止主義に対立することになるが、後期ローマ法に於いても、またファミリーの維持の要請に矛盾するとは考えられなかった。ローマ法上の一夫一婦制が、市民法上のもので、非自由民や奴隸には、婚姻権 (*conubium, ius conubi*) のなかったことは周知の如くである。²⁰⁹ローマ婚姻制度の法史的研究は、ここでは課題外であるが、ローマのファミリーが、対偶家族の段階を経て単婚家族に発展した社会的経済的諸条件が、モルガン∥エンゲルが家族発展の契機として設定したものに他ならないこと、歴史的には一夫一婦制の成立は家父長制を媒介にしていたことが明らかにあったであらう。

(4) 堀江保蔵「西洋経済史概要」(実業之社)九頁以下。古代ローマの農耕技術の進歩については、石田文次郎「土地総有権史

論」五頁以下に説明がある(辨耕から犁耕への進歩など)。

(15) 古代ローマ人の氏族的生活秩序については、堀江「前掲」八一―九頁参照。指導者の地位の固定化・世襲化が、次第に彼を祖神の直系と目せられる家柄の出身として権威づけ、後に、ローマの家長権力が何よりもまず「家族関係」agnatioの最高者という資格で現われたこと(原田「ローマ法」下巻六六頁)、且つ、土地(当時の最も重要な財産)と結合した権力として現われたこと(シャレイ著「財産の歴史」拙訳三八頁)に照応する。

デュルケムは、こうした氏族生活秩序の発展過程を考察し「氏族」の同祖性と適法性を追求し、彼のいわゆる「未分家族」(famille indivise)が、「祖先と財産と食事を共にする傍系親族の大家族組織」だとした。これはエンゲルスのいう「家長制世帯共同体」に属するものと思われ、ローマの家父長制家族に先行するものである。Durkheim, E., *Les formes élémentaires de la vie religieuse*. 1912, p.143. こうとう氏族制ファミリアをルマナルノは [can familial] とよんで、やはり祖先の同性を強調し「クーランジュも「家族宗教」という側面から規定してゐる。Letourneau, C., *L'évolution du mariage et de la famille*. pp. 333-4; Coulanges, F. de, *op. cit.*, 90, 92, 121, ff.

(16) エンゲルス「前掲」訳書七六頁。

(17) 堀江「前掲」九一―一〇頁。

(18) 同右、一二頁。

(19) エンゲルス「前掲」一六七頁。

(20) (22) 同右、七五頁以下。ホイスラーの定義は、同書からの引用である。

(23) このことを強調するのは、ルトゥルノーとクーランジュである。前述註(5)を参照。

(24) Morgan, L.H., *op. cit.*, pp. 22-3. 原田「前掲」下巻六三頁(b)

(25) エンゲルスは、対等人格者の婚姻がなければ、形式上、一夫一婦が成立しても、精神的基礎としての婚姻意思は存しないとして、「中世以前の「一夫一婦婚」に於いて、個人的性愛は問題にならない」と述べつつ、すでに古代ローマに於いてファミリアが家長制世帯共同体から独立分化したときに、「個人的性愛は萌芽としては存在した」といっている(「前掲」一〇〇頁)。

(26) 原田「前掲」六三頁(c)参照。

(27) 食卓だけを共にしたのである。婚姻制度の法的保護が、一部階級だけに適用された例は、歴史上少なくない。エンゲルスは、

一夫一婦制の存立基礎

階級婚制度と奴隸の間に深い関係があるとし(前掲書)、近代社会の階級婚制度については、労働者階級が奴隸階級に相当することを、くり返し述べているが、フランス民法下で、その要式主義のために、多数の労働者が自由な婚姻をはばまれたことに照応すると考えてよいであろう。

五 結 語

——一夫一婦制の存立基礎——

一夫一婦制の存立基礎をまとめよう。いう迄もなく、モルガン||エンゲルスの集団婚、これに基礎づけられる血縁家族・ブナルア家族の実在については、モルガン自身が、その実証的な検証を民族学の将来に委ねたように、そのまま認すべきでない部分があるとしても、問題は、モルガン||エンゲルスの方法が、科学的な婚姻史の体系を構想するものだという事である。

第一に、一夫一婦制の存立基礎についても、私有財産制の成立という重要な指摘を学ぶことができたのである。このことは、婚姻発展段階説の内容的部分について全面的には信用できないとする、わが国の学者によっても、ほぼ支持されているところであるが、一夫一婦婚を歴史的カテゴリーと解さず、「性」の不変性固定性を説く立場では、私有財産制の成立と一夫一婦制の成立との本質的關係の、科学的な究明は無視されることになる。

第二に、一夫一婦制の存立基礎は、「人類最初の家族形態⁽²⁾」とエンゲルスが評価したもの、つまり、群婚から発生する母系集団⁽³⁾が、次第にその氏族的紐帯を失なって、個々の家族集団に分裂し、私有財産制の成熟と階級の分化に対応し、個々に耕地を占有・利用する単位として形成されたファミリアと同じ地盤で検討されねばならない。すなわち、今や女子に代って家族生活の物的基礎は、私有財産としての土地所有と男子の労働であり、家父長制によって確立さ

れるから、一夫一婦制の存立基礎は、妻に対する夫の支配権の物的基礎そのものであるといつてよい。

第三に、一夫一婦制は、精神的にも、婚姻結合の排他性、夫による妻への独占性によって基礎づけられる。対偶婚の段階では、「一人の男子と一人の女子が同棲しても、一夫多妻を行うことと、屢々自己の守操義務を破ることは男子の権利であり……同棲中は妻のみに厳格な貞操義務が要求され……しかし、婚姻紐帯は双方から容易に解くことができ、子供は前と同じく母のみに属し⁽⁴⁾」ていた。やがて男子による私有財産が発達し富が増加すると、「一方では、男子に対し女子に於けるよりも重要な家族上の地位を与え、他方では、この強められた地位を利用して在来の相続順位を子供の利益のために規制する傾向を生じ……」⁽⁵⁾「……かくて、女系による血統の算定と母方の相続権は廃棄されて、男系による相続と父方の相続権が樹立された」。かくて、私有財産は、単に家父長のためのものでなく、父系相続人のためのものとなり、婚姻結合は、強力な家父長制家族制度の一部分にすぎず、家父長制家族形態が個人化するほど家父権は強化され、逆に後者は、単婚家族乃至一夫一婦制の発達によってますます発達する。その意味で、一夫一婦結合の精神的基礎は、強力な家父権の服従、家父長家族制への適応の態度を意味し、古代ローマに、その端緒が見出されるのであるが、まだ、そこでは相互の愛情による排他的結合という状況は見当らないのである。こうして、一夫一婦制の存立基礎は、私有財産の家父長制支配の成立という一定の歴史段階に求められる。男女の経済的地位が均衡し、家父長制が崩壊したとき、私有財産制に基礎づけられた一夫一婦制は、はじめて男女双方に平等に一夫一婦結合を保障し、対等者間の主体的な愛情による結合となりうるであろう。

多くの民族学者や法学者が、原始的古代にも一夫一婦制の存在を推定していることの非科学性については既に批判した。婚姻が本質的にエトス（人間性）でありつつノモスであるとすることに、無論、異論はない。しかし、エトス

の不変性を前提として「一夫一婦婚」の普遍性を推定するのは甚だ非科学的に思われる。機能主義者が、原始単婚制の仮説を主張する場合には、必らず、こういう不当な前提があるように思われる。彼等の調査対象は、現代の未開人であつて古代人ではないから、そこでの婚姻存在形式の調査結果は、単に彼等の仮説の検証の手がかりになりうるだけである。しかも、エトスは、常に人類の社会生活の型の中で相対的に定まってくるものであり、永遠絶対のエトスの内容は考えられない。「性」観念、「性」についての態度は、特にそうであろう。

婚姻結合が、何よりもまず「性」の関係であり、「婚姻」の具体的なイメージが歴史的に制約されていることはいうまでもない。近代民法の、「一夫一婦関係を成立・存続させようとする意思」(「民法上の「婚姻意思」)という概念も、近代法に於ける婚姻のイメージが、特殊 \parallel 近代的に決定されているからこそ可能なのである。そして、一夫一婦制の精神的基礎とは、まさに、この「婚姻意思」のことであり、社会的経済的諸条件の発展段階に規定されて、当該時代の婚姻制度が決定され、そこでの婚姻の普遍的イメージと婚姻意思が定着せしめられると解される。そして、一夫一婦制の存立基礎は、常に、私有財産制の成立という外的事実そのものであり、人間性乃至エトスではないといふべきである。

註(1) 機能主義の立場をとる人達では、このことについての支持も期待できない。しかし、多くの問題について留保しつつ、私有財産制の成立を、一夫一婦制成立の重要な契機と評価されるものとして、たとえば、来栖三郎「民法講義」第一分冊がある。

- (2) エンゲルス「前掲」八〇頁。
- (3) 同右、七六頁。
- (4) (5) 同右、六一頁・七三頁。
- (6) この点については、前に述べた。三木清「前掲」一五一頁がそういう見解であり、青山「前掲」二四頁も、「一夫一婦結合

の基礎が……人間理性の自然性に基ずく」という。更に、カトリック自然法の立場から、田中耕太郎「家族制度全集」史論篇第一卷五三頁以下、とくに六九頁以下も、一夫一婦形式の永遠性を説く。